

発行:太平洋核被災支援センター

<http://bikini-kakuhisai.jet55.com>

事務局 宿毛市山奈町芳奈2779-2 山下正寿

<masatosi.sky@orange.zero.jp>

1. ビキニ被ばく船員訴訟支援募金(CF)

ご協力ありがとうございました

目標 500 万を超え、549 万 5 千円に

9月1日より500万円の目標でスタートしたクラウドファンディング(CF)は11月末に549万5千円のご支援をいただいて終了しました。支援者は303名に代理支援の方々を含めると500名を越えます。READYFORのユーザーのご支援も多く、「ビキニ事件はまだ終わっていない」未解決事件であること、そして、二つの裁判の内容を『クラファンNEWS』で10号まで発行し、お伝えできました。

CF最終日の最後に支援していただいた広島の方のメッセージです。「昨年、76年を経てやっと認められた広島黒い雨被爆者同様に、被ばく船員の皆さんの被害も正しく認識され救済されるべきです。人類が核を用いて同じ過ちを繰り返しそうになっている今、この裁判で正当な判決を得ることは世界の核利用の在り方を正すきっかけにもつながると考えています。奔走している気持ちで応援しています！」

裁判支援「継続寄付」準備へ

ビキニ被ばく船員訴訟の被告は、国と全国けんぽ協会であり、裁判は長丁場となります。

今後、支援する会はこの度のCFでご支援いただいた全国の支援者の皆さんに、引き続き裁判の支援をお願いするために、「継続寄付」支援のマンスリーサポーターの募集を、2023年1月1日よりスタートしました。

暮らしは驚異的な物価高騰で厳しさを増してきていますが、ビキニ被ばく船員訴訟は、高知の原告だけにとどまらず、全国の被ばく船員の救済にもつながる裁判です。どうか、ご理解いただき引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

[ビキニ被ばく](#) [継続寄付](#) [レディーフォー](#)

で検索下さい。(この記事は「クラファンNEWS No.10」から抜粋したものです)

2. 2022 年末支援

2022年末、原告・遺族の方々への年末支援を実施しました。年末支援は2019年に始まり今年で4年目になります。高齢で闘病生活を強いられている元被災船員の方や夫や父親を亡くし厳しい生活を乗り越えている遺族に、少しでも励ましの気持ちを伝えたいと続けているものです。同梱の水晶文旦は黒潮町の徳広恵也さんのご厚意でいただいたものです。



梱包する支援センター事務局員

配送担当の諏訪から次のように報告がありました。「年末支援で、原告、遺族の方34名の方に届けました。被災船員の方は12名一昨年より2名少なくなり年々原告の方が減ってきています。今回はお米やひがしやま、味噌汁、水晶文旦などの詰め合わせに『クラファンNEWS10号』を同封し全国から支援が寄せられていることをお伝えしました。宿毛大月の方には手渡し、他は郵送、そのため、ゆっくりお話が聞けなかったのが残念でした。」

後日、太平洋核被災支援センター・事務局長の山下正寿には原告・遺族の方々からお礼の電話が届いています。兵庫在住のYさんは、自分たちのことを忘れず憶えていてくれることが有難いと語り、また、奥さんはお米やひがしやま、文旦に故郷の香りがする、とても懐かしくうれしいと感謝して下さいました。又、遺族の方からは、父は亡くなったのにありがたいと涙する人や裁判への質問をしてくれた方もいます。

原告・遺族の方々は支援への感謝ばかりか、なつかしい故郷との繋がりを感じることがありがたいと語ったことが印象的でした。

3. 全退教四国ブロック交流集会 11/17

2022年11月17日に3年ぶりの四国ブロック交流集会（退職教職員協議会）が四万十市で開催され、山下正寿と幡多ゼミ OG が講演しました。



右端が橋崎さん、その左が津野さん（写真提供は橋元氏）

講演の様子と感想を助村が報告してくれました。

「私は会員ではないのですが、山下正寿さんが講師を務めるというので、太平洋核被災支援センター・事務局員の一人として参加しました。演題は「幡多地域の学びのネットワーク」です。山下先生のライフワークとも言える核被災問題。その出会いをもたらした幡多高校生セミナー、その幡多ゼミからの流れで幡多地域の学びを高校生以外にも広げて行きたいという山下先生の願いが込められた演題になっていました。まず、山下先生がVTR「日本TV今日の出来事『友情づくり』」を使って幡多ゼミの活動と学びを説明、OGの橋崎さんと津野さんが当時の活動を振り返りながら生き生きと語りました。

長い時間をかけて一つのことを追求する。諦めずに続けていく。そのことが沢山の人の心を捉えるのだなあと思いました。また会場には四国内から沢山の人が集まり、徳島からは93歳と83歳の会員が参加していてそのお元気に励まされました。私は普段活動らしきことができていませんが、今回の集会に参加して、これからも太平洋核被災支援センターの活動を頑張っていこうと思いました。」

次いで、幡多ゼミ OG の橋崎さんと津野さんの発言内容（抜粋）を紹介します。

今につながるゼミ活動

OG 橋崎律子（中村民主商工会事務局長）

私は、幡多ゼミの「自主的なサークル」「他の高校との交流がある」というところに魅力を感じ、高校2年生から幡多ゼミの活動に参加するようになりました。その頃は、映画の撮影やビキニ調査、平和の旅、合唱構成詩などの活動をしていました。先生と生徒が友達みたいに、対等に話している姿が新鮮で、自分の思ったことを気兼ねなく言え、それを同じ高校生、先生たちが受け止めてくれたので、安心したし、楽しかったです。

ゼミの活動を始めてからは、わりと積極的に意見を言うようになり、生徒会長に立候補し、生徒会長を務めました。学校には、ゼミの活動をしにいくようなものでした。いろんな全国集会にも参加して、友達もできて、充実した高校生活を過ごせました。勉強も、特に社会の勉強が、これはどういうことか？など、考えるようになりました。例えば、ゼミの活動の中で知った、ビキニ環礁などでの核実験による被災というのは、“戦争の準備の段階でも、戦争にまつわる被害がでる”ということに気づき、ハッとしたことを、今でも覚えています。

ビキニ調査では、土佐清水市にいったとき、住吉丸を見学しました。「理化学研究所」の先生が来られていて、ガイガーカウンターが「ガガガッ」と音を立て、みんなで放射能だ！と話したこともありました。沖縄の平和の旅では、上岡先生があらかじめ、「ビキニ水爆実験のきのこ雲をみたという漁船員の方に遭遇するのは、なかなか難しいかもしれない」ということでしたが、2人目ぐらいで、「見たよ」というおんちゃんに当たったので、とても、びっくりしたことを覚えています。ゼミ活動の結果、社会について広く学びたいと思うようになり、大学は、社会学を学びたいと、愛媛大学法文学部夜間主コースで社会学を専攻し、学びました。

今、仕事は、中村民主商工会の事務局長をしています。民商とは、商工業者の集まりで、中小業者の地位向上を目指して運動をしています。私と一緒に働いている山本さだおさんから、近所にビキニ水爆実験のとき、マグロ船に乗っていた浪岡さんという方がいるということを知りました。山下先生は浪岡さんのことを知っていて、除本さんを山下先生に紹介したのが、浪岡さんだったそうです。それで浪岡さんに、ビキニ被災当時の漁船の様子などを、聞き取りをしたことでした。

ちょうどその頃、2017年7月の国連で、核兵器禁止条約が採択され、その第6条に、戦争行為だけでなく、準備や核実験による被害の救済も含まれるということが、決議されました。中村民商も加盟する全商連というところが発行している商工新聞の記者が、私が幡多ゼミをしていたことを知っていて、記

事を書くように頼まれました。私は浪岡さんのことを記事にまとめました。掲載された記事を見て浪岡さんも奥さんも、喜んでくれました。そして、その2週間後、浪岡さんは亡くなりました。「浪岡さんには、歯を提供してくれた被ばく者を紹介してくれるなど、いろいろ協力してくれた。最後にこうして（新聞の記事にできて）、浪岡さんのことが形にできてよかった。」と、山下先生がおっしゃっていました。このように、ゼミで得たことは、今の仕事にもつながっています。

「幡多ゼミでの体験は私の大きな財産」

OG 津野奈緒（医療生協事務職員）

○ 私はクラスの子に誘われて「地域探求部」山下先生の部屋に遊びに行くようになり、そこから幡多ゼミへとつながっていきました。四万十町（大正町）の津賀ダム建設に、朝鮮人が連れてこられていた。「強制連行!!」教科書に載っていて授業で教わったことが「え？ここで？」とただただ驚いたのです。それから、毎回参加するようになりました。

○ 私がゼミで色々な活動をさせてもらった中で特に強く残っているのが、2度の韓国への旅です。韓国で従軍慰安婦だったと初めて名乗り出た「金学順さん」との出会いです。私は学順さんを自宅まで迎えに行きました。2畳ほどにタンスが置かれ、布団一枚敷けるだけの小さな部屋でした。私たちの宿舎まで来ていただいて話をしてくれました。

話始め、学順さんは数分間じっと一点を見つめ当時のことを思い出していました。その間の張り詰めた空気がとても重く感じられ、これから話してくれることの重さが、その沈黙から伝わってきました。私はその時の姿やあの空気感が忘れられません。生い立ちからゆっくりと話はじめ、「17歳の時・・・」学順さんの目からぼろぼろと涙が溢れだしました。

「馬小屋のような部屋に連れていかれ、服を破かれ・・・」泣きながらも精一杯話してくれました。話し終わると、とても穏やかな顔で優しく微笑んでくれました。この時ほど、ゼミ活動を頑張ろうと思ったことはありません。

○ そして、映像にもありましたが2度目の韓国の旅へOBとして参加させてもらいました。戦後50年、韓国にとっては日本から解放されて50年（光復節）という年で式典が行われ、その中で景福宮（朝鮮王朝の王宮）の前に建てられた朝鮮を統治するための日本の朝鮮総督府を解体するのですが、大きな画面に映し出された尖塔が切り離される瞬間の韓国の人々の大歓声。地鳴りのような、大地を揺るがすという言葉が聞かれますが、まさにそれです。初めての経験でした。韓国の人々の喜びや日本に対する恨みもあると思います。それ

が全身に伝わってきたんです。その中で私は何とも言えない複雑な思いで、仲の良かった子と手をつなぎただただ立っていました。従軍慰安婦や強制連行、日本が統治していた時代には私たちが知らないことがもっともっとあったのではないかと、全身で感じた日でした。今でも思い出すと鳥肌が立つほど鮮明に記憶に残りました。

○ もちろん、高校生や大学生との交流といった楽しい思い出もあります。あの頃は、今のようにスーパーで韓国の食品が買えたり、世代問わず韓国のドラマや音楽が大人気になるとは思ってもいませんでした。きっと韓国にはまっている若者の中に、過去の加害事実をどれだけの人が知っているのだろうと思ったりします。最初の旅で交流した学生と2度目の旅で再開し再び交流することができました。しかし、宿舎へ向かう地下鉄の中で「兵役にいかないといけない・・・」と、とても寂しそうな顔をしたんです。複雑でした。それもあり、宿舎での最後の夜はみんなで別れを惜しみました。

○ 就職してからはゼミと離れてしまいました。しかし、幡多ゼミでのたくさんの体験、仲間と一緒に実際にその場所に行って目で見て、生の声を聴き、全身で感じて学ぶことは私にとって大きな財産になったと思います。

現在私は昨年から医療生協で仕事をさせてもらっています。転職を考え、医療生協とはどういうものかも知らずに入りました。ところが、そこでまた山下先生はじめ幡多ゼミとつながったのです。びっくりしました。

最近ではあまり報道されなくなりましたが、ロシアのウクライナ侵攻や、頻繁にある北朝鮮のミサイル発射などによる日本の動きも、これからどうなっていくのか不安です。だからこそ、若い世代が交流を深め一緒に平和について考えていくことが大切だと思います。

アンケートに寄せられた**感想**を紹介します。

- ・映像と簡易な説明。素晴らしく何よりも分かりやすい教材。多数の映像資料の中から、最も適切なものを選び編集した頑張りに本当に頭が下がります。
- ・山下先生のお話で、幡多ゼミで活動していた教え子らを通して行われたことで、その活動が生き生きと伝わり、深く感銘を受けた。
- ・若者が学び、成長していく姿に希望が持てた。
- ・幡多ゼミナールの長い歴史に感動を受けました。

4. 議員ウオッチ全国キャラバン 10/30.31

「議員ウオッチプロジェクト」（代表：川崎哲ピース

ボート/ICAN)の学生メンバー、高橋くと徳田さんが来高しました。当プロジェクトは核兵器廃絶に対する国会議員や地方自治体の姿勢を可視化し、核廃絶を具体的にすすめようとする運動です。2023年4月の統一地方選挙を前に、私たち有権者が議員に影響を与える好機到来と捉え、議員をウオッチしそれを公表、全国47都道府県でアクションを起こすものです。

太平洋核被災支援センターや「ビキニデー in 高知2023」のメンバーと共に行動し、10月30日には核兵器禁止条約締約国会議報告会を開催、31日には県庁に井上副知事を訪問し県の核廃絶への姿勢やビキニ核被災船員らへの支援などについて質問しました。

井上副知事は核廃絶については「目指すべきゴールだ」、ビキニ被災者支援については「国とも連携し、何ができるか考える必要がある」と回答しました。

徳田さんらは核被災者がいる高知から核廃絶を発信していくことが大切と訴え、核廃絶を目指す都市で作る非政府組織「平和首長会議」の活動への協力を求めました。

5. ビキニ被ばく船員訴訟

ビキニ被ばく船員訴訟は、二つの裁判をたたかっています。東京地裁では、全国健康保険協会を被告として、労災申請却下の取消しを求める裁判、高知地裁では、国を被告として、憲法29条に基づいて損失補償を求める裁判です。

(1)12/16 高知地裁で第3回口頭弁論開かる

江川弁護士が日米合意により請求不能になった被ばく船員の米国に対する請求権の準拠法について陳述を行い、2016年国家賠償請求訴訟で提出した証拠の中から被ばくを立証する証拠を提出しました。

次回口頭弁論に向けて、特に因果関係については準備可能な範囲で民法709条の要件該当性について主張立証準備を進めていきます。

第4回口頭弁論は2023年3月24日(金)です

(2)12/27 東京地裁で第2回口頭弁論開かる

内藤弁護士の意見陳述の内容です。

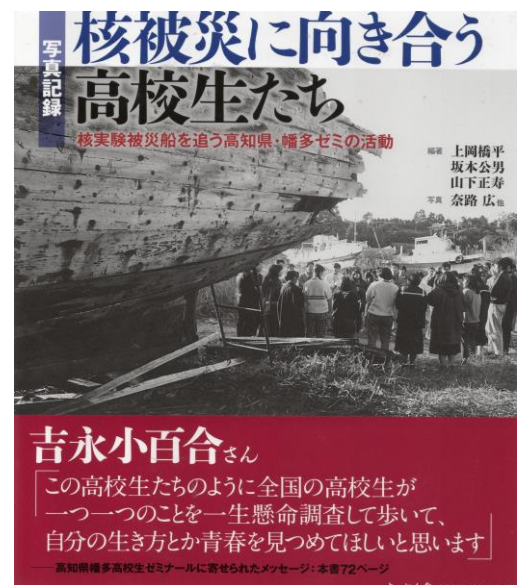
原告側は、水爆によるビキニ被ばくは、放射性物質による被ばくであり、原爆被爆と全く異なる被ばく態様であると指摘。加えて、水爆は3F(核分裂-核融合-核分裂)爆弾で、大量のウランによる核分裂で夥しい放射性物質を生成する「汚い爆弾」であり、

誘導放射化物質を生成する中性子の量が多いことも指摘しています。

さらに、そもそも国際的には初期放射線ではなく、放射性物質による人体影響に関する疫学的評価は存在していないことも指摘しました。

その上で、被告側の線量評価が粗雑で非科学的な基礎データに基づくことや労災認定申請時に提出したビキニ被ばく後の帰港時の血液検査値・その後の最新の科学的知見に基づくリンパ球の血液検査・歯のESR検査など生物学的線量評価に基づく線量との間の大きな乖離の存在など、放射性起因性の根本問題を争点にしていきます。

6. 写真記録「核被災に向き合う高校生たち」の普及にご協力を



写真記録「核被災に向き合う高校生たち」が「すいれん舎」から出版されました。青年の社会参加、地域探求を呼び掛ける教材として全国の高校・大学・地域の図書館などに普及していただけたら幸いです。高知・幡多ゼミナールのビキニ被災船追跡活動や「核被災を学び合う集会」で福島・広島・静岡・東京・セミパラティンスクの青年の報告などが記録されています。

図書館へのすいれん舎からの2割引きはできませんが個人・団体などで購入いただける場合は、著者の紹介と伝えれば、全て著者割引(2割引き)、消費税こみ16,500円のところ13,200円です。すいれん舎から送料無料でお届けします。

なお、この本のチラシは太平洋核被災支援センター事務局が「すいれん舎」に連絡いただけたらお届けします。よろしく願いいたします。